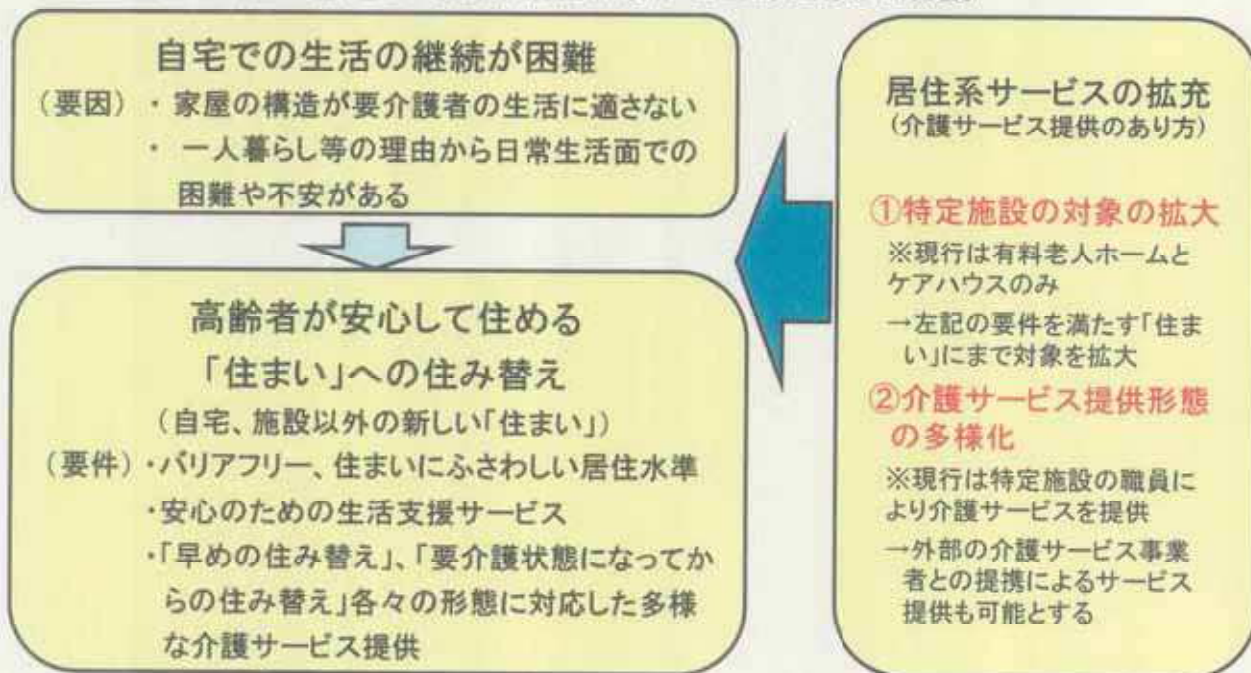


新しい「住まい」のあり方

- 要介護状態になった時でも在宅での生活を継続できるようにするためには、ハード、ソフトの両面で安心できる「住まい」が必要。
- 高齢者が安心して住める「住まい」を用意し、自宅で介護を受けることが困難な高齢者に対して、住み替えという選択肢を用意することも重要な課題。



ケア付き高齢者住宅の整備状況

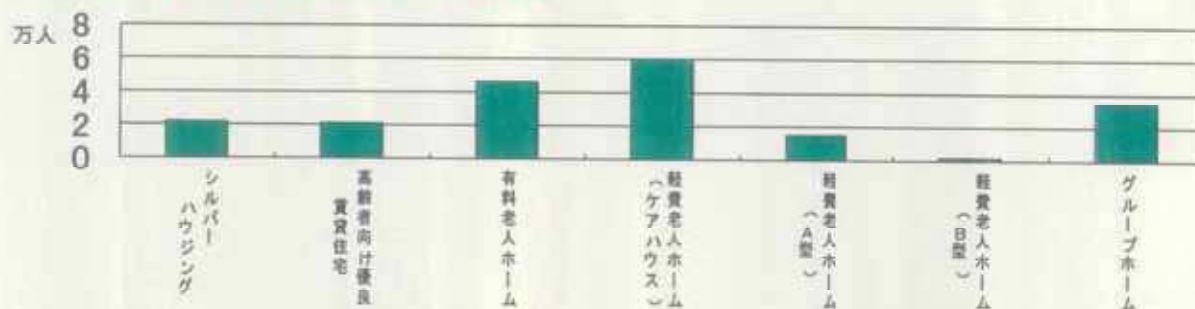
○介護施設とケア付き高齢者住宅の高齢者人口に対する割合は、諸外国が8%を超える水準であるのに対して、我が国では4%に過ぎない。特に、ケア付き高齢者住宅の不足が際だっている。

各国の高齢者の居住状況(65歳以上人口に対する定員の比率)

国名	(年度)	介護施設	ケア付き高齢者住宅
英国	1984	(老人ホーム)3.0%	(リタイアメント・ハウジング)5.0%
スウェーデン	1990	(老人ホーム)3.0%	(サービス・ハウス)5.6%
デンマーク	1989	(老人ホーム(プライエム))5.0%	(サービス付き高齢者住宅・高齢者住宅)3.7%
米国	1992	(ナーシングホーム)5.0%	(リタイアメント・ハウジング)5.0%
日本	2002	(介護3施設)3.2%	0.8%

資料: 園田真理子「世界の高齢者住宅」(日本建築センター)より厚生労働省老健局振興課作成

日本における高齢者向けの住まいの定員数



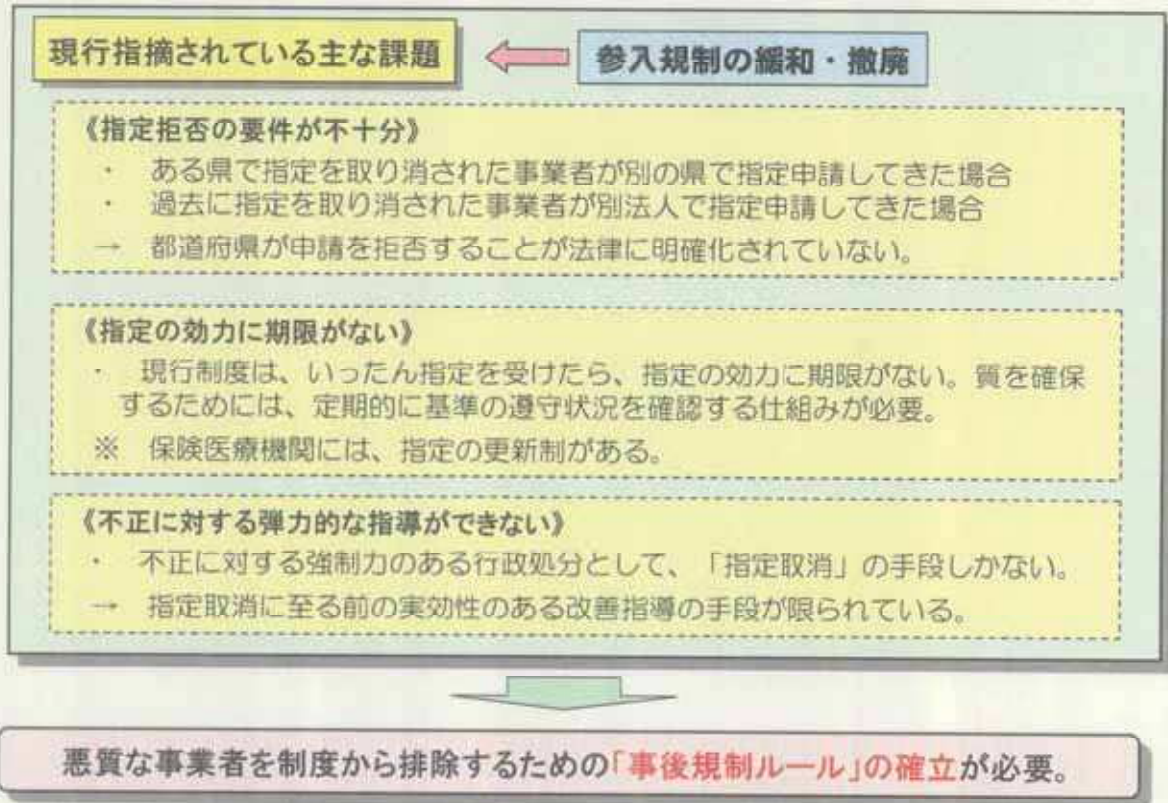
4. サービスの質の向上

介護サービスの「情報開示の標準化」の概念図

「情報開示の標準化」は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための新しい仕組み



介護サービスの質を確保するための 「事後規制ルール」の確立



事業者規制の見直しについて(案)

